高砂市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議す る。

- (1) 略
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送 の態様等に関する事項
- (3) (4) 略
- (5) 第8条に規定する運賃協議部会における 乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項

(運賃協議部会)

第8条 道路運送法(昭和26年法律第183 号) 第9条第4項に規定する協議会として協議 部会(以下「運賃協議部会」という。)を置く 2 運賃協議部会は、第3条第2項に規定する 委員のうち、別表に掲げる者をもって組織す る。

- 3 運賃協議部会に部会長を置き、都市創造部 長をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総括し、運賃協議部会を 代表する。
- 5 部会長は、運賃協議部会の会議を招集し、 その議長となる。
- 6 運賃協議部会は、原則公開するものとす る。ただし、部会長が認めるとき、又は運賃協 議部会が公開しない旨を決議したときは、公開 しないことができる。
- 7 第8条第2項から前項までに定めるもの のほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項 は、部会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議及び運賃協議部会の庶務は、 都市創造部都市住宅室都市政策課において処 理する。

(その他)

 $\frac{\$10\$}{}$ この要綱に定めるもののほか、交通 $\frac{\$9\$}{}$ この要綱に定めるもののほか、交通会

旧

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議す る。

- (1) 略
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送 の態様、運賃、料金に関する事項
- (3) (4) 略

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市創造部都市住 宅室都市政策課において処理する。

(その他)

会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会 議に諮り定める。

別 表 (第8条関係)

運賃協議部会の委員となるもの	備考
一般乗合旅客自動車運送業者及び	2人
その他関係者が組織する団体	<u>以内</u>
市が定める住民又は利用者の代表	1人
神戸運輸監理部の職員	1人
市が定める市の関係機関の職員	1人